

# 地域経済好循環拡大推進会議（全国連絡会）

---

## < 第一部 > マイナポイント第2弾について

令和4年1月

総務省 地域力創造グループ

マイナポイント施策推進室・地域情報政策室

## 制度概要

「マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1人当たり最大2万円相当）を付与する。」（「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定））

### ●対象者とポイント付与数・申込期間・対象となるカード申請期限等：

マイナポイント第2弾対象者	ポイント付与数	付与方式	予算上の積算人数	ポイントの申込期間	ポイントの対象となるカード申請期限
①カード新規取得者等 ※マイナンバーカードの既取得者のうち、マイナポイント第1弾の未申込者を含む。	最大5,000円相当	プレミアム方式、ポイント付与25% ※20,000円のチャージ又はお買い物に対し、最大5,000円相当のポイント付与	6,950万人分	令和4年1月 ～令和5年2月末	令和4年9月末
②健康保険証利用申込 ※既登録者及び利用申込みを行った者を含む。	各7,500円相当	直接付与方式	各9,500万人分	令和4年6月頃 ～令和5年2月末	
③公金受取口座登録					
(参考) マイナポイント第1弾カード取得者	最大5,000円相当	プレミアム方式、ポイント付与25%	〔申込者数 約2,532万人〕	令和2年9月 ～令和3年12月末	令和3年4月末

### ●イメージ：

#### ①マイナンバーカード



- ・住民誰もが無料で取得できる公的な顔写真付き本人確認書類であると同時に、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツール

**取得** 最大5,000円相当

#### ②健康保険証利用



- ・過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等に共有することで、より良い医療を受けられるようになる
- ・高額療養費制度の限度額を超える支払が不要
- ・マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単に

**申込** 7,500円相当

#### ③公金受取口座



- ・預貯金口座を予め登録しておくことで緊急時の給付金や児童手当などの公的給付等の迅速かつ確実な支給が受けられるようになる
- ※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年5月公布）

**登録** 7,500円相当



最大20,000円分を  
好きなキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与

マイナポイントにより、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る

# マイナンバーカード・マイナポイントに関する現在の申請状況等

(単位: 万件)

第1弾の  
カード申請期限

第1弾

第2弾

累計

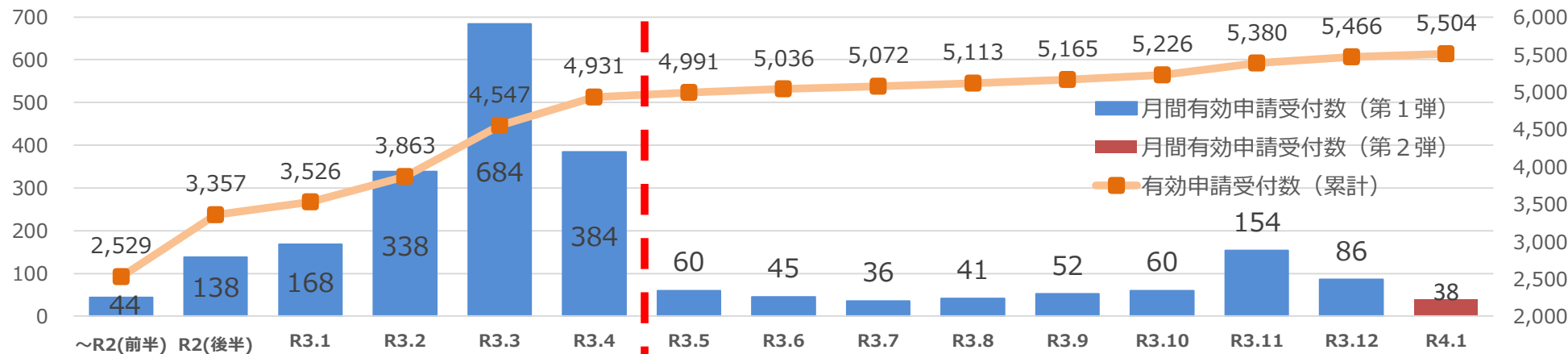
	~R2 6月末	R2 7~12月	R3 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計	R4 1月 (~15日)	小計	累計
マイナンバーカードの有効申請受付数	2,529	828	168	338	684	384	60	45	36	41	52	60	154	86	5,466	38	38	5,504
マイナンバーカードの有効申請受付率	19.8%	26.4%	27.7%	30.4%	35.8%	38.8%	39.3%	39.6%	39.9%	40.4%	40.8%	41.3%	42.5%	43.2%	43.2%	43.5%	43.5%	43.5%
マイナンバーカードの交付実施済数	2,221	856	116	143	254	222	222	300	226	197	108	88	100	135	5,187	43	43	5,231
マイナンバーカードの交付実施済率	17.4%	24.2%	25.1%	26.2%	28.2%	30.0%	31.7%	34.1%	35.9%	37.6%	38.4%	39.1%	39.9%	41.0%	41.0%	41.3%	41.3%	41.3%
マイナポイントの申込数	—	1,111	124	123	225	153	132	153	124	115	87	42	71	72	2,532	38	38	2,570

※令和4年1月1日から、第2弾の内、マイナンバーカードの新規取得者等に対する、最大5,000円相当のポイントの申込・付与を開始

(万件)

マイナンバーカードの有効申請受付数の推移

(万件)



# 地方公共団体の皆様にお取り組みいただきたいこと

## マイナポイント第2弾の本格実施にむけて

- ・令和4年6月頃 健康保険証や公金受取口座に係るポイントの申込・付与開始
- ・**令和4年9月末** **マイナンバーカードの申請期限** → **マイナンバーカードの申請が集中することが想定。**
- ・令和5年2月末 マイナポイント申込期限

## お願いしたいお取り組み

### ○ **マイナポイント事業費補助金**（補助率：10/10）**を活用した、現在からの積極的な周知広報や手続支援の実施。**

#### ■ 周知・広報について

##### <ポイント>

- ・ **「マイナンバーカードの申請はお早めに」といったわかりやすい申請促進**
- ・ 健康保険証利用申込は既に実施できること
- ・ 公金受取口座登録は春頃開始が予定とされていること※

※ 令和4年1月4日からマイナンバーカード方式での確定申告の際の登録申請が開始されており、こちらもマイナポイントの対象となること（令和4年1月14日デジタル庁・総務省事務連絡参照）

##### <周知方法>

- ・ 各団体が発行する広報誌への記事の掲載やホームページ、SNS等への掲載・投稿
- ・ 地元出身著名人等による広報活動（広報大使に任命等）
- ・ 各団体の公共施設（学校、公民館等）へのポスター掲示やチラシの配布

#### ■ 手続支援について

- ・ **マイナンバーカードの交付と合わせた手続支援の実施**
- ・ **高齢者等の支援を必要とされる方への手厚い支援の実施**（次項の「デジタル活用支援事業」の活用等）

※ マイナンバーカードの申請受付・交付体制の強化については別途マイナンバーカード事務費補助金を活用

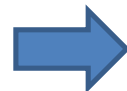
# デジタル活用支援推進事業の積極的な活用

## マイナポイントの予約・申込手續支援（自治体）

- パソコンやスマホなどの端末や手續をサポートするスタッフを配置し、高齢者等のマイナポイントの予約・申込手續を支援。（マイナポイント事業費補助金で補助）

### 【令和3年9月末時点の実施状況】

- ・全国1,710市区町村で支援実施
- ・これまで、累計で約540万件の予約・申込を支援



カード交付申請と同時に支援を希望する  
高齢者等が多く、繁忙時は民間による支援を  
積極的に活用したい

## デジタル活用支援推進事業（総務省）

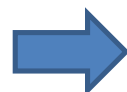
- 高齢者等を対象にオンラインによる行政手續・サービスの利用方法等に関する講習会を行う団体に対し補助等を実施（携帯ショップのスマホ教室など）。

### 【講習会の講座例】

- ・マイナンバーカードの申請方法、利用方法
- ・マイナポータルの活用方法、カードの健康保険証利用
- ・**マイナポイントの申込み方法**
- ・e-Taxの利用方法
- ・オンライン診療の利用方法
- ・地域におけるオンライン行政手續の実施方法
- ・その他、スマホの操作方法などの基本講座

### 【令和3年度の実施状況（9月末時点）】

- ・全国2,150箇所において、のべ約39,000回の講習会を実施
- ・支援員数 7,244人



講習会受講者の更なる募集を推進

自治体がマイナポイント申込の講習会を実施する団体と積極的に連携し、高齢者等への手續支援を充実 4

## 1 地方公共団体によるデジタル活用支援

### （1）国事業の講師の派遣受入れについて

各地方公共団体が、地域においてデジタル活用支援に係る講座を開催する際には、事業実施団体となる近隣の携帯ショップ等の国事業の講師（以下「デジタル活用支援員」<sup>1</sup>という。）の派遣を受けることもできます。

デジタル活用支援員の派遣依頼は、各地方公共団体において、講習会等を開催している事業実施団体を国事業のポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）<sup>2</sup>（別紙2）でご確認いただき、直接ご依頼ください。

**デジタル活用支援員の派遣に係る費用（人件費・交通費等）は、原則として依頼を行った地方公共団体の負担となります<sup>3</sup>。**費用負担その他の条件については、事業実施団体との間で調整をお願いいたします。

1 総務省が指定する執行団体（一般財団法人日本データ通信協会）主催の研修等を受講し、修了した者

2 <https://www.deji-katsu.jp/>

3 **デジタル活用支援員の派遣を受けて開催する講座において、マイナンバーカードの申請又はマイナポイントの予約申込の支援を行う場合には、それぞれマイナンバーカード交付事務費補助金又はマイナポイント事業費補助金を活用することもできます**（詳細は、各補助金交付要綱を参照。）。

# マイナポイント事業費補助金

令和3年度分

※令和4年1月28日（金）交付申請又は変更交付申請提出期限（令和3年12月22日事務連絡参照）

項目	内容
1. 総額	○83億円※令和2年度当初予算の明許繰越
2. 主な対象経費	○本事業の実施に要した事務経費相当額の100%を基準額の範囲内で国が補助 ・マイナポイント予約・申込支援 ・JPQR、キャッシュレスサービスの普及促進、説明会出席等 ・消耗品費、印刷製本費等・新聞広告、チラシ作成等 ・説明会等会場使用料 ・申込支援用のパソコン・スマホ等リース料 ・民間事業者等への事務委託費用
3. 算定方法	○対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額 ※基準額は、全団体で同額を措置する「均等配分」と人口に比例する「人口按分」の和により算出
4. 補助対象期間	○令和3年4月1日～ <b>令和4年3月31日</b> の <b>12か月間</b>

## <ポイント>

- ・ 補助対象期間の拡大（9ヶ月→12ヶ月）に伴い、基準額を4 / 3倍に引き上げ
- ・ 交付決定日に関わらず、対象期間の手続き支援等は補助対象とする。支援体制等の延長・拡充に着手可能
- ※ 支援に必要なパソコン・スマホ端末のリースは補助対象
- ※ デジタル庁が配布するマイナポータル端末については延長利用について調整中（令和4年1月7日付けデジタル庁からメール照会（14日メ））
- ・ 健康保険証利用や公金受取口座の登録手続き支援もマイナポイント申込の一環として行う限り、補助対象

## 令和4年度分

- **令和4年4月以降、切れ目なく手続き支援等を実施**できるよう、総務省が令和3年度補正予算の繰越手続き実施中であり、今後、必要な交付申請依頼等を実施予定。

※参考（昨年度末実績）：令和3年2月25日 交付申請依頼、3月15日 交付申請期限、4月8日 交付決定

- **地方公共団体においては、令和4年度に向けた契約や予算措置など必要な準備をしていただきたい。**

# 広報展開スケジュールと活用可能な広報素材（予定）

スケジュール	2022年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
テレビCM			実施			
新聞	実施（1月8日）	実施（1回）	実施（1回）	（1回程度検討中）		
デジタル	実施					
交通 / 屋外			実施			

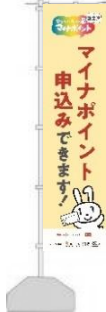
検討中

## 広報素材（令和2年度と同数を配布予定（1月27日頃発送））

リーフレット



●のぼり



●窓用ステッカー



●スイングPOP



●シール



●B3ポスター



●テーブルtent



※この他にも、広報素材を検討・作成し、完成し次第順次、マイナポイント事業ホームページ内の「自治体の方へ」に掲載いたします。



# マイナポイント活用促進プレミアムポイント付与事業とマッチング（情報集約・提供）について①

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したマイナポイント活用促進プレミアムポイント付与事業について」（令和4年1月14日付け事務連絡資料抜粋）

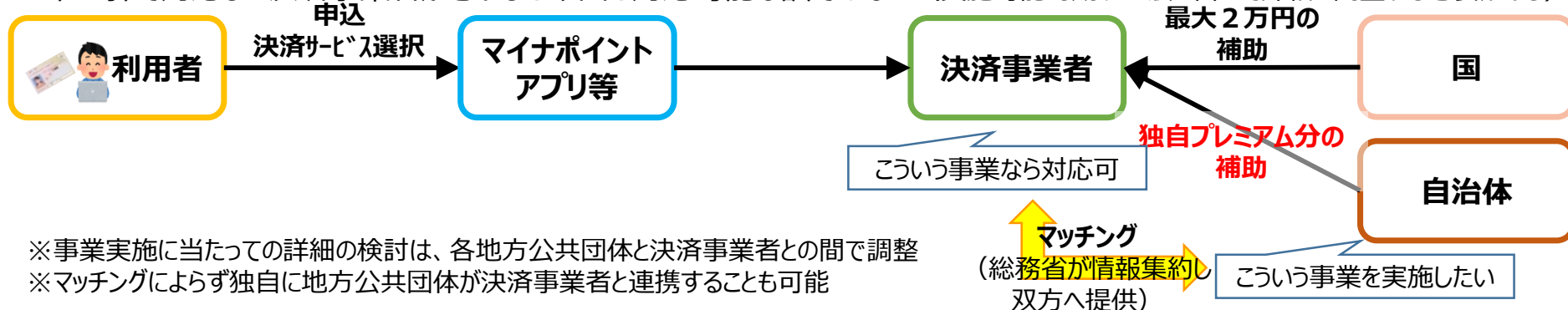
## プレミアムポイント付与事業とマッチングのイメージ

○ マイナポイント第2弾（令和4年1月～）については、地方公共団体が、登録決済事業者と連携し、マイナポイント申込者を対象に、独自のポイントを上乘せするプレミアムポイント付与事業の実施が可能。

○ 事業の円滑な実施に資するよう、総務省が地方公共団体と登録決済事業者をマッチング。

※ マイナポイント第1弾においても実施。

※ 第1弾で対応した決済事業者が必ずしも今回も対応可能な訳ではない（実施可能時期や方法を含めて詳細を調整する必要がある）



※事業実施に当たっての詳細の検討は、各地方公共団体と決済事業者との間で調整  
 ※マッチングによらず独自に地方公共団体が決済事業者と連携することも可能

## 想定される事業類型

○ 地方公共団体が実施主体となる事業であることから、

- ・ 対象者の限定（住民へのポイント付与）
- ・ 対象店舗の限定（域内消費の活性化）

のいずれか又は両方が可能となる仕組みが必要（右記B～D）。

※ 決済事業者によって対応可能な類型は異なる。

○ その上で、以下のような方法で上乘せが想定される。

① プレミアム率の上乗せ

例：市内でのお買物に5,000円分ポイント上乘せ（プレミアム率を25%→50%に拡充）

② 直接付与

例：市民に追加で5,000円分のポイント付与（お買物等によらないポイント付与）

		対象店舗の限定（域内消費の活性化）	
		なし	あり
対象者の限定 (住民へのポイント付与)	なし	<b>A</b> 国事業のマイナポイント	<b>B</b> 目的：域内消費の活性化 例：市内でのお買物にポイント付与
	あり	<b>C</b> 目的：住民へのポイント付与 例：市民にどこでも使えるポイント付与	<b>D</b> 目的：域内消費の活性化、 住民へのポイント付与 例：市民に市内で使えるポイント付与

※ 複数の決済事業者と連携する場合、それぞれの対象者数等を割り当てる

# 【参考】マイナポイント第1弾におけるプレミアムポイント付与事業

総務省のマッチング事業等を通じて独自に上乘せした自治体は下記の通り

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したマイナポイント活用促進プレミアムポイント付与事業について」（令和4年1月14日付け事務連絡資料抜粋）

自治体名		類型	上乘せ事業の概要	提携先の決済サービス
北海道	厚真町	B	提携先の決済サービスでマイナポイントを申し込んだ者に対し、町内の店舗における買い物の利用金額の25%を上乘せして付与（上限5,000円相当）	PayPay（決済・チャージ）
茨城県	常陸太田市	B	提携先の決済サービスでマイナポイントを申し込んだ者に対し、市内の対象店舗における買い物の利用金額の20%を上乘せして付与（上限4,000円相当）	PayPay（決済・チャージ）
栃木県	宇都宮市	B	提携先の決済サービスでマイナポイントを申し込んだ者に対し、市内の対象店舗で買い物をした際に一律に1,000円分のポイントを付与	auPay / J-CoinPay d払い（決済） / majica / 楽天Edy
千葉県	木更津市	B	アクアコイン（電子地域通貨）でマイナポイントを申し込んだ者に対し、一律に1,000円分のポイントを付与	アクアコイン
富山県	魚津市	B	提携先の決済サービスでマイナポイントを申し込んだ者に対し、市内の店舗における買い物の利用金額の15%を上乘せして付与（上限3,000円相当）	auPay / 楽天Edy / majica
静岡県	西伊豆町	D	サンセットコイン（電子地域通貨）でマイナポイントを申し込んだ町内在住者に対し、一律に5,000円分のポイントを付与	サンセットコイン
三重県	いなべ市	C	マイナポイントを申し込んだ市内在住者がチャージを行った際に、その25%のポイントを上乘せして付与（上限5,000円相当）	WAON
滋賀県	—	B	マイナポイントを申し込んだ者に対し ①県内の店舗における買い物の利用金額の5%のポイントを上乘せして付与（上限1,000円相当）	d払い（決済・チャージ） / PayPay （決済・チャージ） / 楽天Edy / 楽天 ペイ / auPay / majica
		D	②県内在住者が県内店舗でチャージを行った際に、その5%のポイントを上乘せして付与（上限1,000円相当）	HOPマネー / CoGCa（コジカ） / WAON
大阪府	岸和田市	B	提携先の決済サービスでマイナポイントを申し込んだ者に対し、市内の店舗における買い物の利用金額の25%を上乘せして付与（上限5,000円相当）	PayPay（決済・チャージ） / auPay / 楽天Edy
兵庫県	三木市	B	提携先の決済サービスでマイナポイントを申し込んだ者に対し、市内の店舗における買い物の利用金額の25%を上乘せして付与（上限5,000円相当）	PayPay（決済・チャージ） / 楽天Edy
徳島県	—	B	マイナポイントを申し込んだ者に対し ①県内の店舗における買い物の利用金額の30%のポイントを上乘せして付与（上限3,000円相当）	d払い（決済・チャージ） PayPay（決済・チャージ） / 楽天Edy / 楽天ペイ /
		D	②県内在住者が県内店舗でチャージを行った際に、その30%のポイントを上乘せして付与（上限3,000円相当）	CoGCa（コジカ） / WAON / ゆめか
宮崎県	川南町	B	TORON（電子地域通貨）でマイナポイントを申し込んだ者に対し、対象店舗での買い物の利用金額の25%を上乘せして付与（上限5,000円相当）	TORON

※（再掲）第1弾で対応した決済事業者が必ずしも今回も対応可能な訳ではない（実施可能時期や方法を含めて詳細を調整する必要がある）

# 自治体マイナポイントについて

## 制度概要

- マイナポイントのシステム等を活用し、自治体の創意工夫を活かした、地域経済の活性化、子育て支援、健康増進等、様々な施策目的に応じたポイント給付を実施。

### <特徴>

- ①マイナンバーカードの活用：完全オンラインによる低コストかつ迅速な給付が可能
- ②キャッシュレスサービスとの連携：住民が望む決済サービスのポイントを受け取ることが可能

## 取組状況

- 20団体がモデル事業を実施。（R2補正繰越：14.7億円）

### 【モデル事業例】

- 熊本市：市の実施する健康事業に参加し、一定以上の健康ポイントを貯めた方を対象に抽選を行い、当選者に5000円分のポイント付与
- 都城市：地域振興を図るため、従来の紙媒体での地域振興券に代え、市民に対し、7,000円分の地域通貨のポイントを付与
- 三次市：市民が市内の店舗で買い物をした際に、購入金額の最大30%分のポイントを付与。（上限：6,000円分）
- 宮崎市：特別定額給付金の対象外となった子どもの保護者を主な対象として、子ども1人当たり30,000円分のポイントを付与

## 今後の予定

- 令和3年度の成果・課題を踏まえ、全国展開に向けた運用ルールを整備するとともに、関係省庁と連携し、自治体がより参画しやすい仕組みを検討する。
- 令和4年度の実施スキームについては別途お知らせ予定。